

令和5年度まちぢから協議会連絡会防災部会
避難行動要支援者支援制度の
取組の推進について

まちぢから協議会連絡会防災部会
茅ヶ崎市 暮らし安心部防災対策課
福祉部障がい福祉課
福祉部高齢福祉課

目次

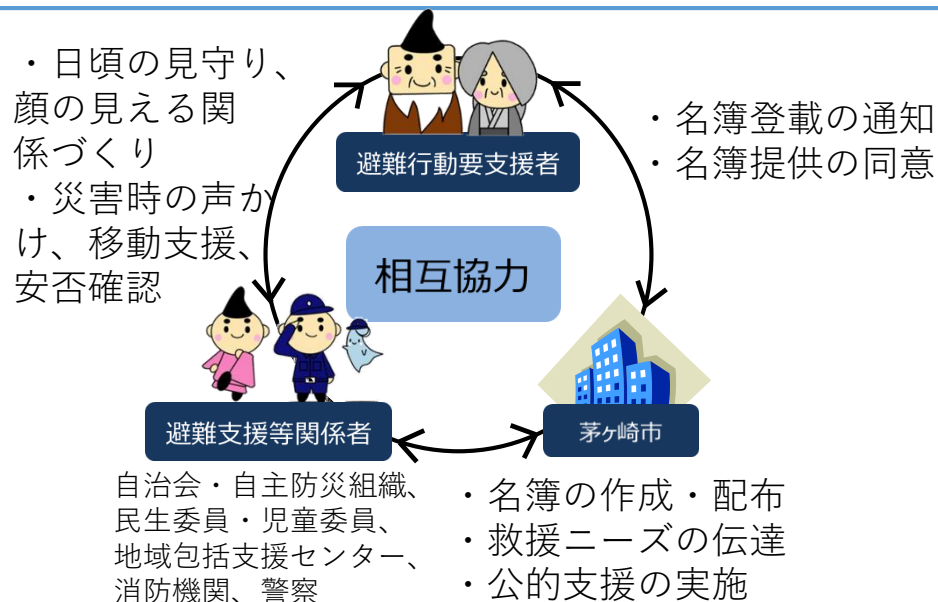
- 1 避難行動要支援者支援制度の概要
- 2 これまでの経緯
- 3 今後の取組予定
- 4 地域の取組の方向性
- 5 令和5年度の地域の取組の進め方
- 6 まとめ



1 避難行動要支援者支援制度の概要

制度概要

災害が発生したときに、自ら避難することが困難な方(避難行動要支援者)に対し、地域・行政・事業者等が連携して、避難支援をすることで、災害時の住民の逃げ遅れゼロを目指す。



背景

東日本大震災で、死者の約6割が高齢者であり、障がい者の死亡率は住民全体の2倍に上ったことから、同制度が法制化され、茅ヶ崎市でも平成29年度から運用を開始。

課題動向

制度創設後も避難行動要支援者が災害の犠牲となっており、**その実効性の確保が課題**。また、令和3年に**名簿に登載された要支援者ごとに避難支援の計画作成に努めることが規定**された。

1 避難行動要支援者支援制度の概要 ー 避難支援のイメージ

避難支援等関係者

消防機関、警察

自主防災組織（自治会）、
民生委員・児童委員
地域包括支援センター



名簿の活用



声かけ・安否確認・
移動支援など

自宅

要支援者



様々な状態像の
要支援者がいる

自助で避難先へ移動

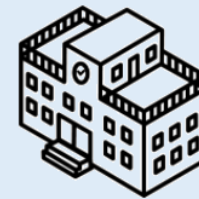
共助（地域）の支援で避難先へ移動

共助（地域）と公助の支援で避難先へ移動

避難先

親族・知人宅、ホテル、
一時避難場所

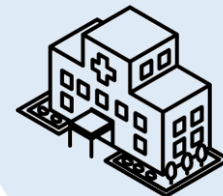
避難所



車両避難



福祉避難所




2 これまでの経緯

- 平成29年8月 避難行動要支援者名簿の配布開始
- 令和元年10月 多数の避難者が発生した令和元年東日本台風において、避難行動要支援者を始めとした要配慮者への対応に課題が残ることとなる。以降、あらためて課題の抽出や解決策の検討を進める。
- 令和3年2月 自助・共助・公助の連携による要支援者の避難のための取組として、**3つの重点項目**に取り組むこと、令和3年度にモデル事業を実施することをまちぢから協議会防災部会に説明。
- 令和3年5月 災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者に対する個別避難計画作成が自治体の努力義務となる。
※優先度の高い要支援者について、おおむね5年程度で作成
- 令和3年7月
 - ・ 個別避難計画作成**モデル事業を実施**
 - ・ 自治会に対して**避難行動要支援者支援制度に対する現状把握アンケートを実施**。（まちぢから協議会防災部会と市で協力して実施）
- 令和4年4月 モデル事業の結果をふまえ、全市展開に向けた課題、解決策の検討を実施
- 令和4年6月 まちぢから協議会情報連絡会にて、モデル事業の取組報告、海岸地区の取組事例の紹介
- 令和5年4月～ **チェックリストの実施（市）**


2 これまでの経緯 － 3つの重点項目と取組内容

①真に避難支援が必要な者の把握




チェックリストによる避難行動要支援者
名簿登載者の避難支援の把握・検討

②避難行動シート (個別避難計画)の作成



実効性のある避難行動シート（個別避
難計画）の作成

③避難支援体制の確保

- 
- ①避難判断への支援
 - ②避難先までの移動支援
 - ③要支援者専用の避難先の確保
 - ④資機材の確保
 - ⑤家族を含む介護者の確保

2 これまでの経緯 －モデル事業

3つの重点項目に取り組むため、次の課題の解決を目的に実施

【課題】

【対応策】

①名簿に登載されている人数が多く、自ら避難できる方や家族の手助けで避難できる方が混在している。

▶ チェックリストの作成による名簿登載者の適切な避難支援の方法の把握・検討

②制度について、要支援者やご家族が十分に理解できていない。

【要支援者の内訳】

同意6割、同意拒否1割、同意未確認3割

▶ 同意者を増やすため、ケアマネジャーより制度の説明と同意確認を実施

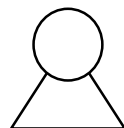
③要支援者ごとに、どのような避難支援が必要か整理できていない。

▶ 避難行動シートの作成による適切な避難先、移動手段、支援者等の把握・検討

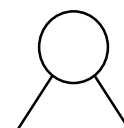
2 これまでの経緯 - モデル事業

避難支援に関する問題を解決するために、中島地区をモデル地区として各種取組を実施。

- ・ ケアマネジャー
- ・ 地域包括支援センター職員



直接説明



- ・ 本人やその家族
- ・ 地域支援者

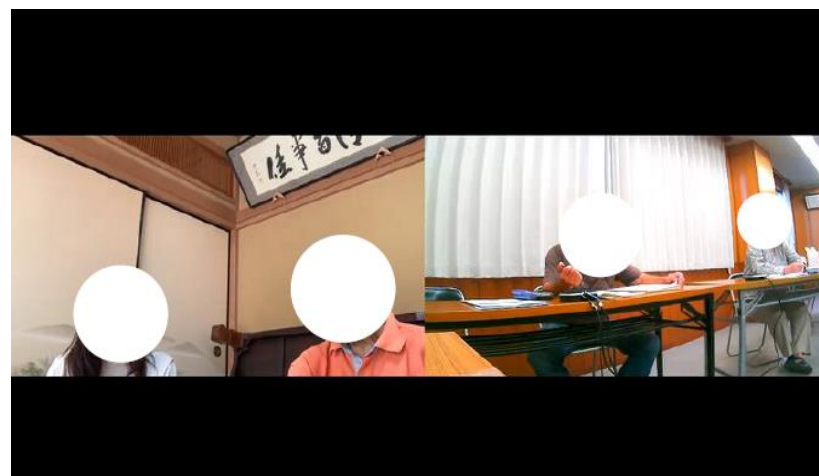
【説明後の同意状況】


	説明前	説明後
同意拒否	4	0
未確認	14	0
同意	25	43
合計	43	43

【チェックリスト実施結果】

自助の備え	15
地域による支援の検討	10
避難行動シート作成	18

【ZOOMを用いたモデル事業の様子】

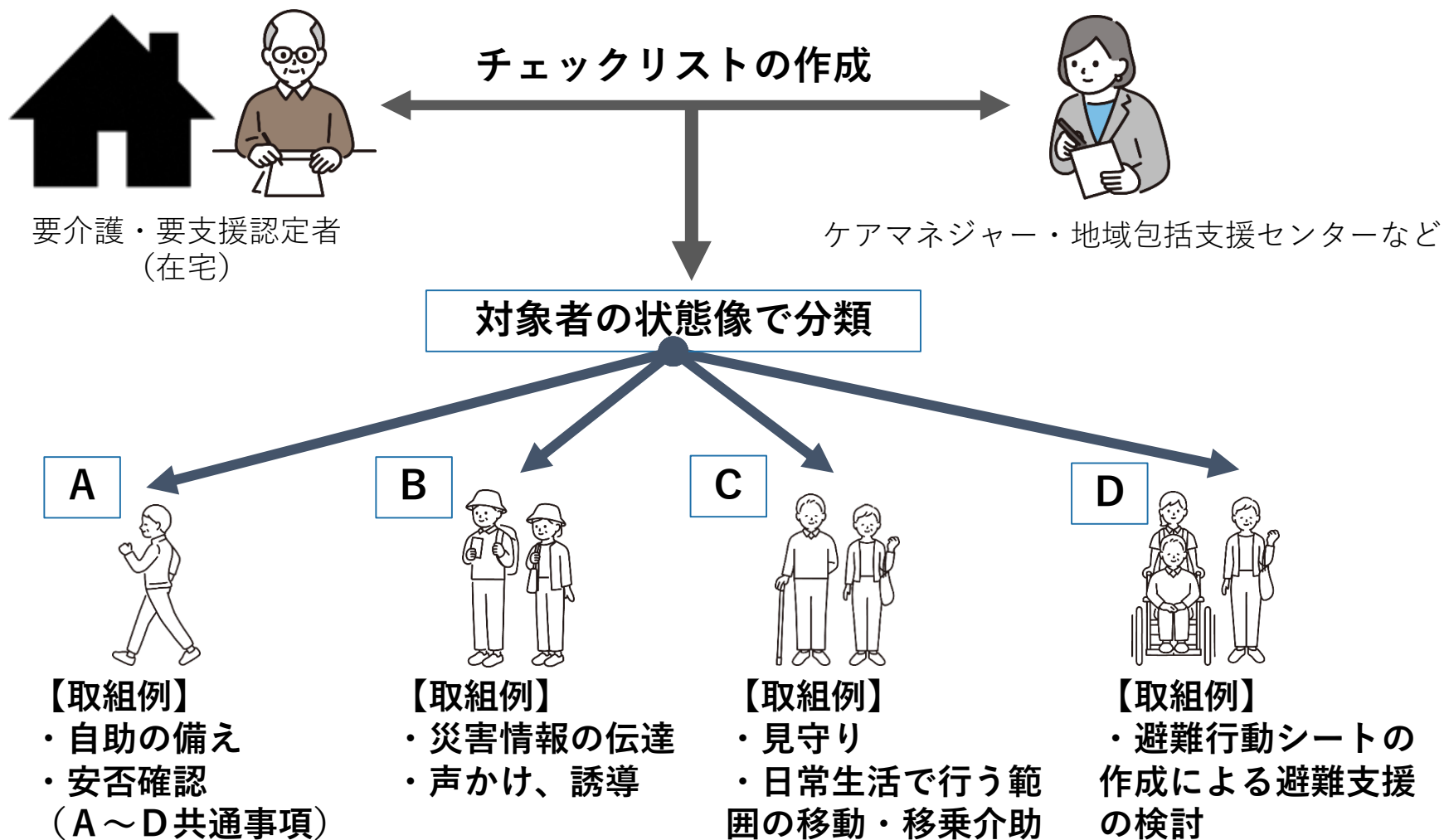


 説明前は殆どの要支援者が制度について理解していなかったが、福祉専門職から直接説明することにより、制度への理解が深まり、全員が同意した。

43名を対象にチェックリストを実施し、18名が避難行動シートの作成に分類された。事業が適切に行えたか検証するため43名全員に対して避難行動シート（個別避難計画）を作成した。

2 これまでの経緯 -市によるチェックリストの実施

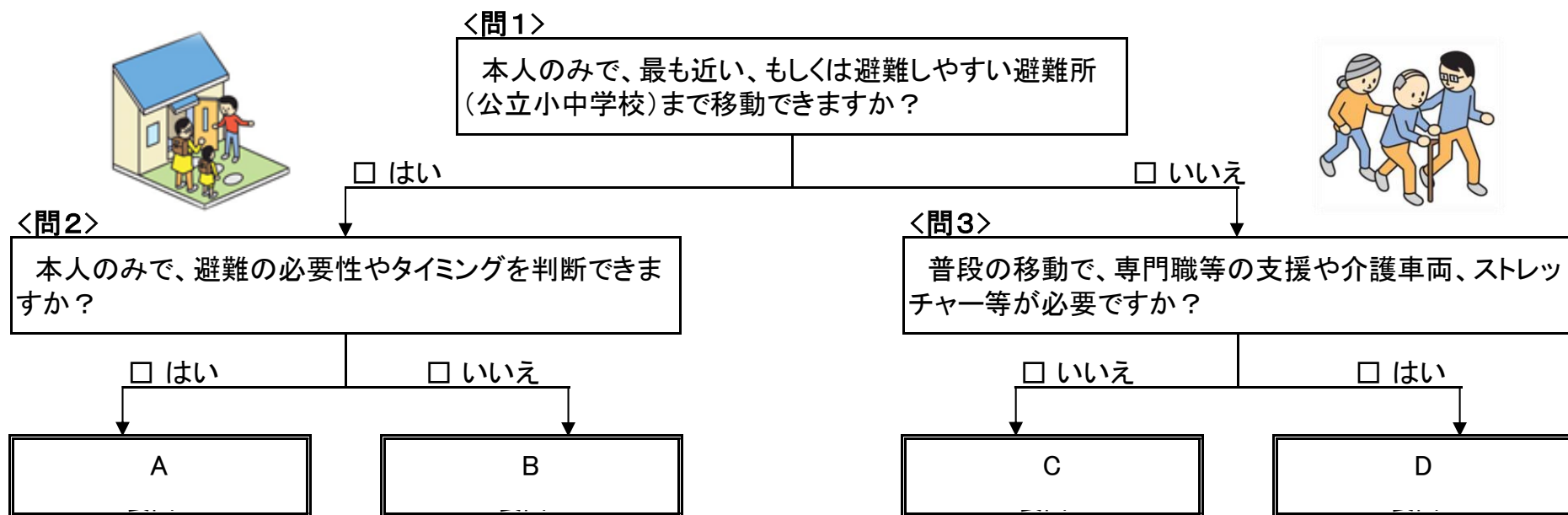
災害時の避難支援に必要な情報を把握する



※ 取組例は、一例として示しているもので、ご本人や支援者等の取組を確定的に表わすものではありません。

2 これまでの経緯 -市によるチェックリストの実施

○チェックリストの設問



2 これまでの経緯 - アンケートなど

調査概要

平成29年度より実施している避難行動要支援者支援制度に対する自治会、自主防災組織の活動内容を把握し、今後の取組の基礎資料を得ることを目的として、茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会防災部会及び茅ヶ崎市防災対策課がアンケート調査を実施。（R3.7月）

対象者

茅ヶ崎市より避難行動要支援者名簿を受領している全自治会及び自主防災組織

調査結果

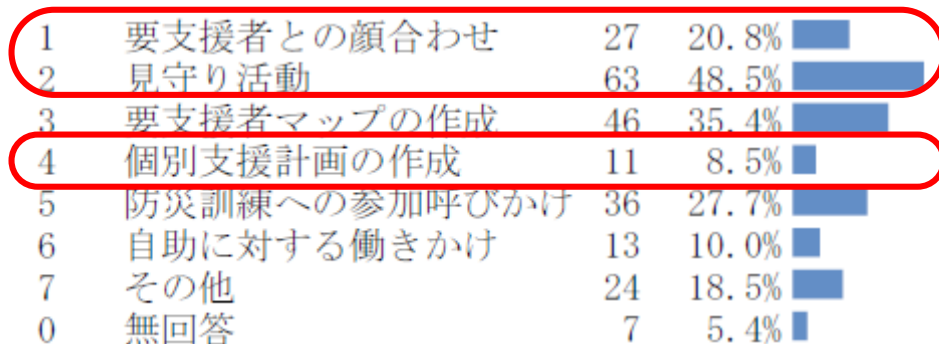
次のアンケート結果をまちぢから協議会連絡会経由で、各自治会に紙配布。

- ・アンケート結果（全体（13地区集計））（別紙）
- ・アンケート結果（地区別）（別紙）
- ・別冊_茅ヶ崎市問9集計結果（別紙）

2 これまでの経緯 - アンケートなど

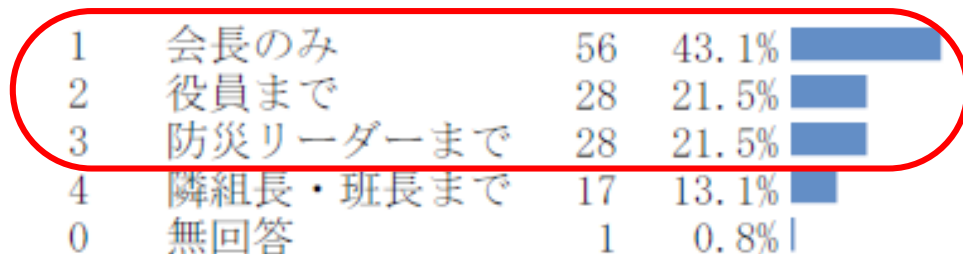
アンケート結果（全体版）概要

○避難行動要支援者に対して日頃からどのような活動を行っていますか



・平常時の活動の中で、見守り活動は約半数の地域が実施しているが、要支援者との顔合わせを実施している地区は2割に留まっている
・災害時の避難支援の実効性を高める個別支援計画の作成は、10%以下と進んでいない

○避難行動要支援者名簿（個人情報）は自治会、自主防災組織でどのレベルまで共有していますか









・「会長のみ」としている地区が4割、次いで「役員まで」と「防災リーダー」がおよそ2割
・会長や役員のみで、要支援者全員の避難支援を実施することは限界があるため、避難支援する際に必要な人員（支援者）まで情報を共有する事例が多いと認識

2 これまでの経緯 - アンケートなど











アンケート結果（全体版）概要

○災害時に避難行動要支援者に対してどのような活動を想定していますか

1	安否確認	119	91.5%	
2	避難支援（避難所への同行等）	57	43.8%	
3	在宅避難者への支援	31	23.8%	
4	避難所での支援	31	23.8%	
5	その他	8	6.2%	
0	無回答	3	2.3%	

・災害時に安否確認を実施する想定
の地域は、90%を超えている
・災害時の避難支援は、50%以下
となっており、半数以上の地域が、
具体的な支援が想定できていない

○日頃支援活動を行うなかで、困っていることは何ですか






1	要支援者や家族の理解を得るのが難しい	13	10.0%	
2	対象者が多すぎる	37	28.5%	
3	活動の担い手（支援者）が足りない	61	46.9%	
4	個人情報管理が負担になっている	46	35.4%	
5	具体的な活動方法がわからない	28	21.5%	
6	自治会として他にすべき活動がある	9	6.9%	
7	役員の高齢化が進んでいる	46	35.4%	
8	住民間の協力がむずかしい	48	36.9%	
9	その他	11	8.5%	
0	無回答	4	3.1%	

・要支援者が多数いるのに対し、
担い手が不足していることを、多
くの地域が問題と捉えている

2 これまでの経緯 - アンケートなど

アンケート結果（全体版）概要

○日頃から民生委員・児童委員の方々と連携及び情報交換は出来ていますか

1	連携して活動している	59	45.4%	
2	役割分担が出来ている	25	19.2%	
3	連携・役割分担が出来ていない	42	32.3%	
4	その他	19	14.6%	
0	無回答	1	0.8%	

・約半数の地域が民生委員・児童委員と連携して活動しているが、役割分担が出来ている地域は20%以下に留まっている

○自助・公助に行ってほしいこと、その他意見など
別冊_茅ヶ崎市問9集計結果（別紙3）参照

まちぢから協議会情報連絡会

実施概要

- ・令和4年6月25日に実施
- ・13地区のまちぢから協議会連絡会の委員2名及び関係者5名程度が参加

内容

- ・市の取り組みの紹介（モデル事業など）
- ・海岸地区の取組事例の紹介
- ・各地区ごとに意見交換（別紙）

2 これまでの経緯

－アンケートなどから見える地域の悩み

① 名簿の 管理・活用

- ・ 個人情報の取扱いが難しく、情報共有ができない
- ・ 避難行動要支援者名簿の活用方法がわからない

② 支援の体制

- ・ 要支援者の人数に対して、担い手が不足、高齢化している
- ・ 自治会と民生委員の連携体制が継続できない（属人的など）
- ・ 要支援者との関係構築にあたり、ケアマネージャーの参加が必要なケースがあるが、連携できる体制がない

③ 支援の仕方

- ・ 避難行動要支援者支援制度と避難支援が結びつかず、どのように避難支援をすればいいかわからない（制度理解の向上）
- ・ どの様な要支援者にどの様な支援が必要か整理できていない
- ・ 地域で避難支援が難しい場合(寝たきりの人等)の対応方法がわからない

④ 避難先・移 動手段など

- ・ 避難所で生活が難しい要支援者が避難できる避難先がない
- ・ 避難先までの移動手段がない
- ・ 避難先で生活を支援する介護者がいない

①名簿の管理・活用

－名簿の個人情報の取り扱いについて

基本的な 考え方

・避難行動要支援者名簿は、**災害対策基本法**第49条の11において、**本人の同意を得た上で、避難支援等関係者に提供できることが規定**されている。

※本市でも「避難行動要支援者同意確認書」により、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどへの情報提供に**について本人の同意を得ている。**

・**自主防災組織（自治会）の情報共有の範囲**については、**会長や役員などに限定されるものではなく、避難支援を行う上で必要な場合、防災リーダーや組長などに共有しても問題ない**と考えており、必要な情報共有は進めていただきたい。

・ただし、**個人情報の流出などによって、要支援者が不利益を被ること（詐欺などの犯罪を誘発するなど）があるため、取り扱いには十分注意**が必要。

①名簿の管理・活用

－名簿の個人情報の取り扱いについて

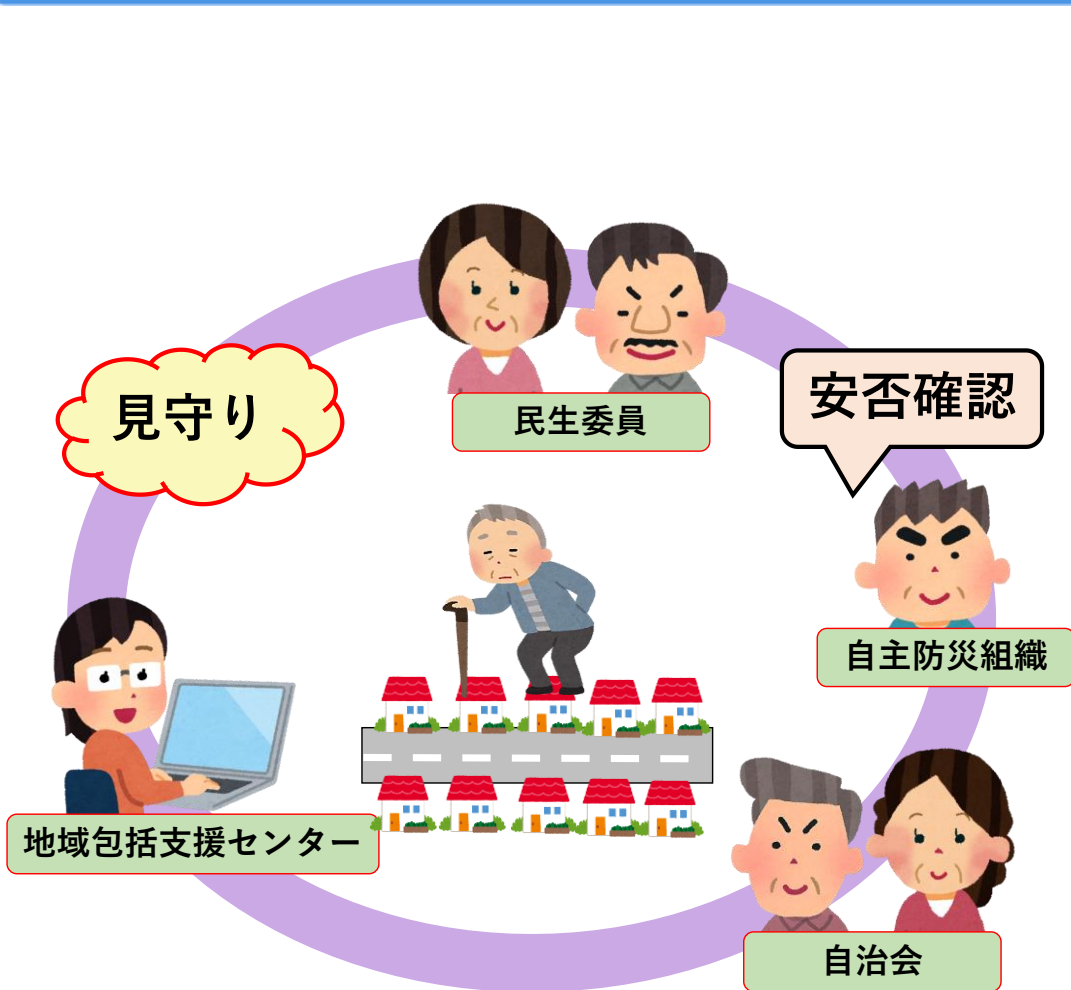
情報管理 の留意点

- ・名簿を管理する人をあらかじめ決めておく（例 役員まで、組長までなど）。
- ・保管場所をしっかりと決めておく。他の書類などと混ざらないような場所を選ぶ。
- ・できる限り屋外に持ち出さない。
- ・持ち出す場合は、紛失すること（風に飛ばされる等）のないよう細心の注意をはらう。
- ・名簿を管理する人が交代する時には、後任に必ず引き継ぐ。
- ・（可能であれば、）名簿の情報から避難支援に必要な情報に絞って、共有する。

※今後も取り扱い方法の好事例なども併せて、情報共有してまいります。

② 支援の体制

一 自主防災組織（自治会）と民生委員などとの連携



取組の例

- 日頃の見守りは民生委員が主に行い、地域包括支援センターと連携する。
- 安否確認訓練時に自治会や自主防災組織が訪問を実施する。
- 民生委員と自治会・自主防災組織等が意見交換を行う場を設ける。

②支援の体制

一 自主防災組織（自治会）と民生委員などとの連携

取組の事例（参考資料：防災活動事例集）

- 民生委員と自主防災組織が連携して有事の時に家族以外の助けが必要な世帯を洗い出し、当事者と一緒に支援の方法を検討（浜之郷自治会）
- 民生委員、組長、防災リーダー等が協力して避難行動要支援者のマップを作成し、近隣の支援者と共有し、見守り活動を行っている。（西久保自治会防災会）
- 民生委員と自主防災組織が協力して避難行動要支援者のマップを作成（中海岸自主防災会・東海岸北二丁目自治会防災会・柳島自治会自主防災会・今宿自治会自主防災会）
- 民生委員と自主防災組織が協力して避難行動要支援者のリストを作成・維持（東海岸北一丁目自治会防災会）
- 避難行動要支援者ランク付けマップの作成及び個別支援計画一覧表の作成（東海岸南一丁目自治会防災会）
- 民生委員と自治会防災会が協力して要支援者のうち独居の方をリスト化（ニュータウン茅ヶ崎自治会防災会）
- 民生委員と防災リーダーによる避難行動要支援者との顔合わせ（共恵東自治会防災会）
- 民生委員と防災リーダーが組になって要支援者宅の安否確認（矢畑自治会防災会）
- 民生委員と自主防災会の支援方法等に関する意見交換の場（今宿自治会自主防災会）

③ 支援の仕方 — 避難支援のイメージ (再掲)

避難支援等関係者

消防機関、警察

自主防災組織 (自治会)、
民生委員・児童委員
地域包括支援センター



名簿の活用



声かけ・安否確認・
移動支援など

自宅

要支援者



様々な状態像の
要支援者がいる

自助で避難先へ移動

共助 (地域) の支援で避難先へ移動

共助 (地域) と公助の支援で避難先へ移動

避難先

親族・知人宅、ホテル、
一時避難場所

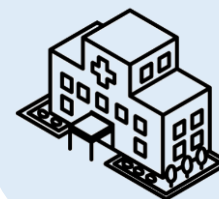
避難所



車両避難

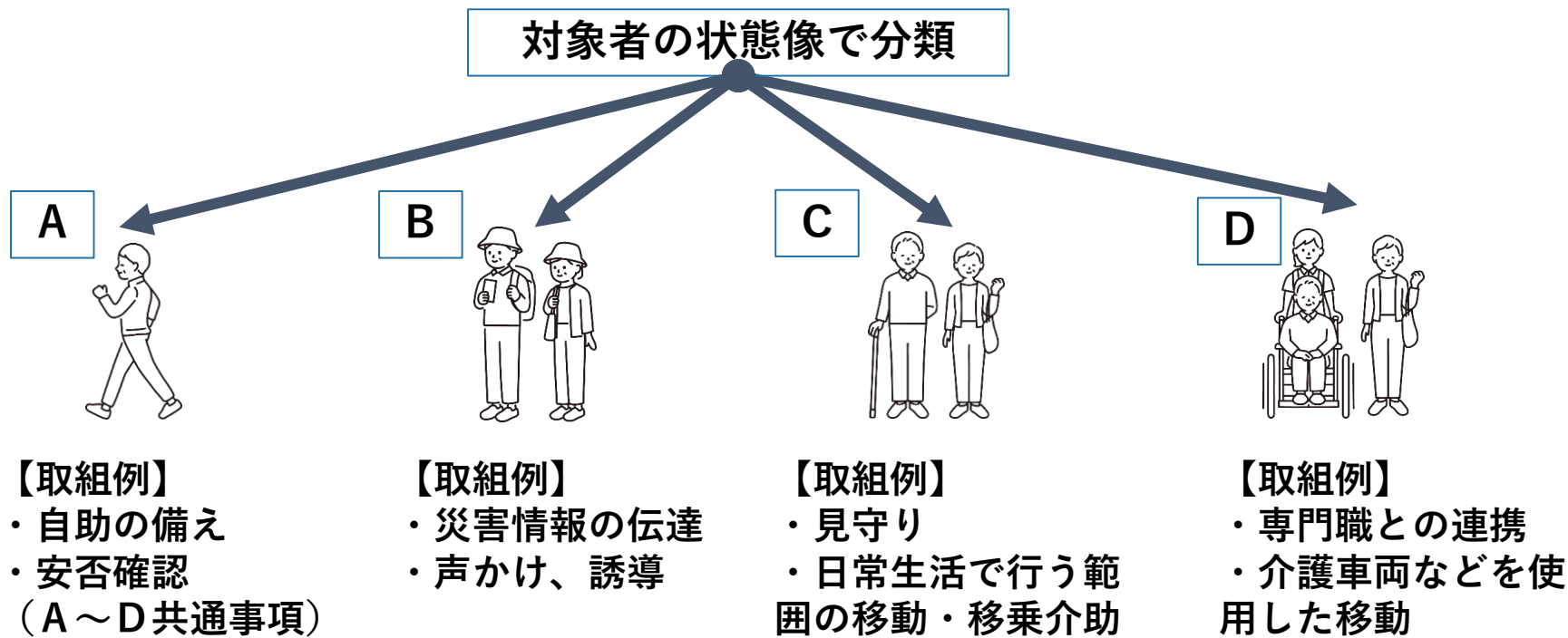


福祉避難所



③ 支援の仕方

－ 状態像に応じた避難支援の検討



避難支援
に向けた
調整事項

少

誰が・いつ・何をする

多

④ 避難先・移動手段など

一 避難先・移動手段などの確保に向けた取組

『避難行動への支援』

①
避難判断への
支援

✓避難の判断
がつかない

②
避難先までの
移動支援

✓ねたきりの方な
ど通常の車両で
は避難できない

『避難先における措置』

③
要支援者専用の
避難先の確保

✓小中学校で
は滞在できな
い

④
資機材の
確保

✓滞在するた
めの環境整
備が必要

⑤
介護者の
確保

✓避難先での
ケアが必要

取組事項

- ・チェックリストを活用した支援の検討
- ・避難支援等関係者や福祉事業者などと連携した支援の検討






- ・自家用車避難の検討
- ・公共交通事業者や福祉事業者との連携に関する検討

- ・福祉避難所の活用に関する検討
- ・指定避難所の機能強化
- ・車両避難先の整備

- ・必要な資機材の検討・整備


- ・福祉事業者などとの連携体制の検討

3 今後の取組予定

	令和5年度	令和6年度以降 (順次)
①～③の実効性を高める ために必要な取組	 <u>・各地区の取組状況や課題を把握</u>	
①真に避難支援が必要な者の 把握	 <u>チェックリストの作成</u>	 チェックリスト結果の共有・活用
②避難行動シート (個別避難計画)の作成		 避難行動シート (個別避難計画)の作成
③避難支援体制の確保	 避難先、移動手段の確保のための取組	

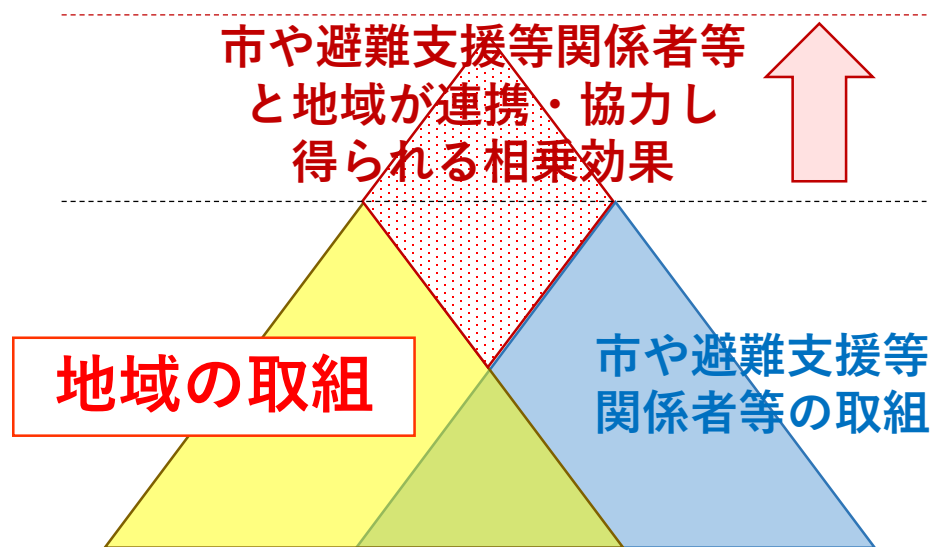
4 地域の取組の方向性

－ 地域の実情に沿った取組



地域の実情 に沿った 取組

各地域によって災害リスクはもとより、住居や世帯構成の特性や支援者の体制などが異なるため、各地域の取組の進捗を踏まえ、**地域の実情に沿った取組を進める**ことが重要



地域の取組促進を図りながら、
避難支援等関係者の取組を共有し、
より実効性のある避難支援をめざす

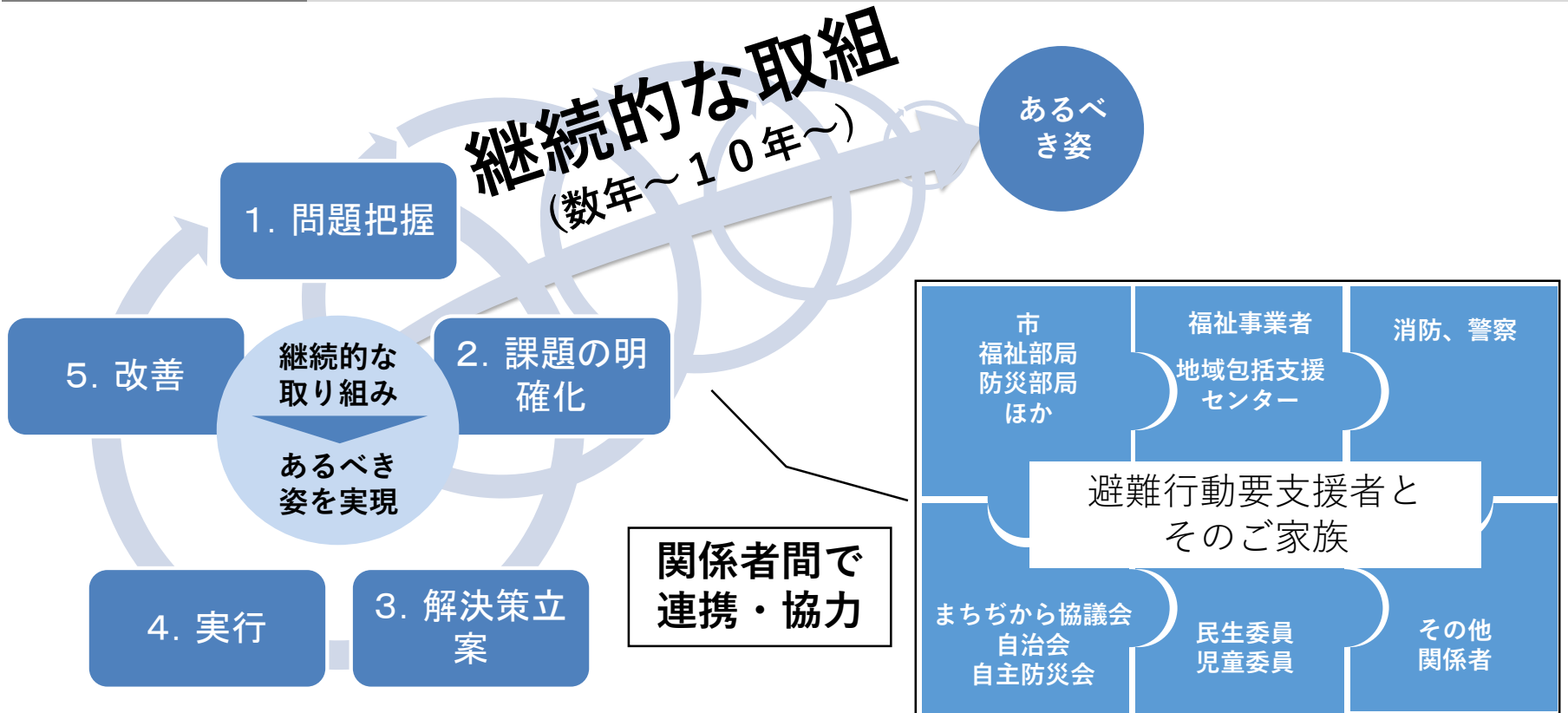
4 地域の取組の方向性

－関係者間の連携による継続的な取組



関係者の 連携強化

本制度は、課題が複雑・多岐にわたり、**多くの関係者と共通認識を図りながら、取組を継続していくことが重要**
※市やまちぢから協議会連絡会の防災部会のリーダーシップが求められる



4 地域の取組の方向性

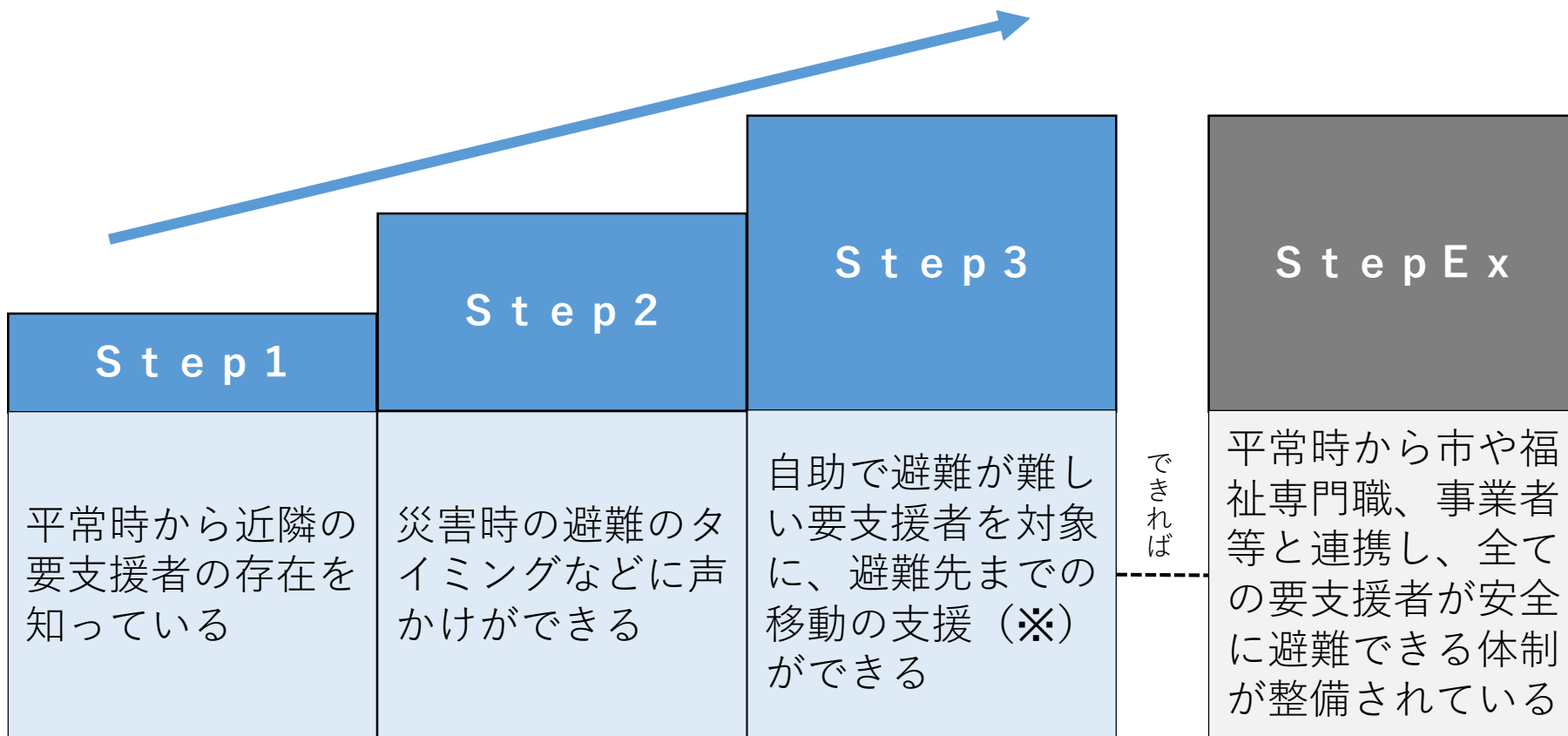
－関係者間の連携による継続的な取組

取組推進上のポイント	取組例など
負担を分担（軽減）する仕組み	特定の関係者に負担が偏らず分散できるような仕組みにしていくこと。自主防災組織と民生委員の連携の強化など。
継続できる仕組み	市やまちぢから協議会連絡会の防災部会がリーダーシップを発揮しながら、人が代わっても継続できる仕組みや体制を構築する。防災部会の活用など。
既存の体制や仕組みの活用	市でもモデル地区を設定して検討は進めていますが、すでに地域で行っている取組がある場合はその延長線上で進めていくこと。他の地域の取組事例を参考にするなど。
できる取組から進められる仕組み	地域ごとに取組状況に差があるのは当然ですので、できるところから進めていこうということ。まずは日頃のあいさつや声掛けからはじめましょう。

4 地域の取組の方向性

－取組の3つのステップ

ご近所同士の声かけや福祉事業者との関わり等の**平常時の活動を深めることが、災害時の円滑な避難支援に繋がります。**日頃のあいさつや声掛けなど、**できる取組から進めましょう。**



※専門性を必要としない、日常生活で行う範囲の移動支援(誘導、歩行・車いすの移動補助など)

5 令和5年度の地域の取組の進め方

目的

各地域の実情に沿った取組を推進するため、各地域の取組状況や課題を把握し、関係者間で共有する。

実施方法

1 3地区それぞれの防災部会など防災に関する集まりの場で、避難行動要支援者支援制度の取組を議題として取り上げていただき、その場に市の職員が参加して現状や課題の共有を図る。

○参加者（想定）

自治会長、自主防災組織会長、民生委員、地域包括支援センター など

○会議次第（案）

- 1 制度の概要や経緯の説明
- 2 避難行動要支援者に関するアンケート結果などの共有
- 3 個別テーマに関するグループワーク

次の中から**優先度の高い取組事項を一つ選択**

- ①名簿の管理・活用（個人情報取り扱い、名簿の共有範囲等）
 - ②自主防災組織（自治会）と民生委員の連携（連携体制、情報共有方法、活動内容等）
 - ③平常時の取組内容（要支援者との日頃の関係作り、見守り等）
 - ④取組継続のための体制整備（関係者間の連携・引継ぎ、支援者の確保等）
- 4 2～3年後までにできそうなこと（取組シート）の共有

5 令和5年度の地域の取組の進め方

実施 事項

① 13地区それぞれの防災部会などで会議を設定してください。

※会議設定にあたっての留意事項

- ・年内を目途に**少なくとも1回**（複数回も可）実施してください。
- ・会議の**2週間前**までに日時及び会議次第（グループワークのテーマ一つ）を防災対策課に連絡してください。

②会議実施後、**1ヶ月以内**に取組シートを防災対策課まで提出してください

※取組シートは、次回のまちぢから協議会連絡会防災部会にて、共有させていただく予定です。

6 まとめ

- ・本取組を含めた防災の対策については、平常時の取組と災害時の助けあいの活動の両面が大切です。
- ・ひとたび災害が発生した時にも、自発的な助けあいが自然と行われる地域社会を実現していくため、地域の皆様をはじめとした関係者との対話を重ねながら、関係者が一体となることのできる取組としていきたいと考えています。



避難行動要支援者支援制度などの防災活動に関する活動事例を募集しておりますので、ご協力お願いいたします。

